

令和7年度 橋本市子ども・子育て会議（第1回）

1 開催日時 令和8年1月26日（月）午後6時00分～

2 開催場所 保健福祉センター3F 多目的室

3 議 題

- (1) 橋本市子ども・子育て支会議条例 (資料1)
- (2) 橋本市子ども・子育て会議について (資料2)
- (3) 保育提供体制の確保のための実施計画 (資料3)
- (4) 令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金にかかる協議 (資料4)
- (5) 第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画の変更について (資料5)
 - ①幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策について
 - ②放課後児童健全育成事業（学童保育）
 - ③児童育成支援拠点事業 (新規事業)
 - ④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (新規事業)

(6) その他

4 議 事 録

事務局 (こども課)	皆様こんばんは。 ただいまから、令和7年度子ども・子育て会議を開会いたします。 お忙しい中、またお仕事等でお疲れのところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。 本日の会議において、会長が選出されるまでの間、進行させていただきます、こども課の和田と申します。よろしくお願いいたします。 まず、最初に、この会議ですが、市民の皆さんへ内容を明らかにし、会議運営の透明性を図るため、本日の会議は公開とさせていただきますこと、ご了承ください。
市長挨拶	それでは、開会にあたりまして、橋本市長よりご挨拶申し上げます。 令和7年度橋本市子ども・子育て会議にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 平素は、行政にわたりましてお世話になっておりますけれども、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。 また、子ども・子育て会議におきましても、皆様方、今回委員を引き受けて

いただいたということで、何かとお忙しい中、また出席をしていただきまして本当にありがとうございます。

今回、子育て計画の支援事業計画の中で、少子化対策が入ったということで、また皆さんに見直していただくということになりますし、出産から、子育てが終わるまでこれをどういうふうに、行政としフォローしていくか、やはり子どもたちにとって、育てやすい環境が非常に大きなポイントというふうに思います。

橋本市も、皆さんのおかげで、5万人から10万人の町の近畿の中で、子育て支援が10位にランクされたということで、本当にうれしく感謝申し上げたいと思います。

でも日々、行政を預かっていて思うことは、子育て支援に終わりがあるのかということ。教育の分野においてもそうなんですけど、何か1つ片づいたらまた次の新しい問題が出てくる、というのが常々かなあというふうに思いますし、そのときにどう対応していけるのかというところが、大変大きな問題になってくるのかなと思います。

橋本市では教育福祉の連携会議をしながら子育ての関係もやってるんですけど、今学校ではやっぱりいじめ・不登校の問題で、もう学校自体が或いは教育委員会自体がキャパオーバーになっている。

橋本市は教育支援センターを作って、4月から専門職2人を入れて、できるだけ学校と福祉も連携しながら、そういう不登校・いじめ対策についてしっかり取り組んでいこうと。子育て応援課では、ひきこもりの子どもたちのために、国庫補助を使いながら、福祉の方でやってみようという取り組みも進めています。

一方で、今日は学童保育の皆さんに来ていただいていますけども、学童保育はいっぱいになってきているという問題もあり、やっぱり共働き家庭が増えてきて、子どもを預ける親御さんも増えているという、そういうふうな問題に対してどう向き合っていくのか。

逆に一方で、児童数が減って、定数を割るかもしれない小学校も出てきたり、その移動に対してどう支援してあげるとか、新しい施設をどう作っていくのかというふうな課題も抱えていますし。

今日は紀見こども園にお邪魔をして、一緒に嫌いな野菜をたくさん食べてきたんですけど、その中でも支援が必要な子どもたちも増えていますし、小学校においても、特別支援学級がどんどん増えてきているような、そういうところもありますし、のびのび教室にしても、あんまり減る気配がなくて、やっぱり出生数の割には、そういう発達障がいを持った子どもたちの数も増えてきているのかなというふうに思います。

<p>事務局 (こども課)</p>	<p>先日、たんぼぼ園の保護者会の皆さんとお話をしたのですが、今、たんぼぼ園に2歳、3歳で来て、4歳で転園をしたいというような話を聞かせていただきました。今、3つの幼稚園と保育園を統合したもんですから、その受け皿が紀見こども園1か所ということで、本当はもっと転園したい親御さんがいるみたいですが、今の国の制度上ではなかなか、保育士の確保であるとか、なかなか難しい問題もどんどん出てくるので、今後どういうふうに対応していくかっていうのは難しい問題の中で、やっぱり国の制度では、やっぱり施設がもういっぱいになっても、面積的にこれ以上ふやすことができないなどが現状かなというふうに思います。</p> <p>これから、橋本市の子育て支援をさらに進めていく、教育の問題を解決していくことにおいて、ぜひ、専門家としての皆さんの分野から、いろんな意見を賜って、それを計画に反映していくと、ということでご協力をよろしく願いをしたいと思います。</p> <p>先日はある委員さんからもいろいろお話も聞かしていただきましたし、やっぱり、その立場で考えておられることがたくさんあると思いますので、ぜひどうか忌憚のない意見をいただいて、いいものができるようお願いをしたいと思います。今日は本当に皆さんご苦労さまです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、本日お集まりいただきました委員の皆様をご紹介いたします。</p> <p>昨年度、子ども・子育て会議において、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定で、ご意見等を頂戴しました、前回の委員の皆様を中心にご無理をお願いしたところ、ご承諾いただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>お手元の資料を1枚めくっていただきまして、委員一覧表をご覧ください。お名前をこちらでお呼びさせていただいて皆様にお顔を見せていただくような形でよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">名簿の順に委員の氏名を読み上げ、一言ご挨拶いただく</p>
<p>事務局 (こども課)</p> <p>市長</p>	<p>続きまして、子ども・子育て会議委員の皆様への委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>本来ならば、それぞれ皆様、委員さんに直接お渡ししなければならないところですが、時間の都合上、委員の皆様を代表して、委嘱状を交付させていただきます。それでは市長よろしく願いいたします。</p> <p>委嘱状 橋本市子ども・子育て会議委員を委嘱します 任期は令和10年1月25日までとします</p>

<p>事務局 (こども課)</p>	<p>令和8年1月26日 橋本市長 よろしくお願ひします。</p> <p>他の皆様の委嘱状につきましては、お手元、机の上に配付しておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>橋本市子ども・子育て会議条例第4条の規定に基づき、委員の任期は2年間となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、2年間どうぞよろしくお願ひいたします。まことに恐れ入りますが、平木市長につきましては、この後の公務のためここで退席をさせていただきます。ご了承ください。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>本日、当会議におきましては、13人の委員皆様のご出席をいただいておりますので、本会議条例第6条第2項により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本会議が開催できますことをここでご報告申し上げます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、事務局の方の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">事務局 順に自己紹介。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>司会の和田です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議につきましては、このメンバーで進めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本会議の会長と副会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>本会議条例第5条第2項の規定により選出につきましては、委員の中からの互選という規定となっております。</p> <p>どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
<p>委員より</p>	<p>「事務局一任でお願いしたいと思います」</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>ありがとうございます。今、事務局一任のお声をいただきましたので、それでは、こちらの方で、会長、副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。 (拍手で承認)</p> <p>ありがとうございます。それでは、会長より一言いただいてもよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>今年度も議長という立場で皆さんの議事進行をつつがなく進めて行きたいと思っております。この会議では委員の皆さん本当に忌憚のない意見を言っているのが、私としては、橋本市の子ども・子育て支援充実について委員の皆さんがすごく協力し合って進めていくという姿勢が感じられ</p>

<p>事務局 (こども課)</p>	<p>て、とてもいい場になっているのではないかという風に思っております。拙い進行ではありますが、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、会長におかれましては、本会議条例第6条により、議長をお願いすることになりますので、議長席の方へご移動よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、お手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>ホッチキス止めの一点となっております。</p> <p>まず、次第がありまして、先ほどの委員名簿が資料1です。</p> <p>資料2、これも1枚もの両面になっています。資料3、片面1枚です。</p> <p>資料4も片面1枚と、もう1枚後ろに参考資料がついてございます。資料5はページ数がついております。1から23までのページの資料5が最後になります。</p> <p>皆様、資料等で不足しているところはございませんか。もし、資料などで気づきのことがありましたら、お手を挙げてお伝えください。あと、昨年度策定いただいてお配りしております、第3期の橋本市子ども・子育て支援事業計画の冊子、お手元にごございますか。もし、お手元のない委員さんがおられたら、コピーをお渡しさせていただきます。</p> <p>会議は、6時の開式で、大体1時間から1時間半程度を予定してございます。それでは、会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>では議題に沿って進めていきたいと思っております。</p> <p>まずでは、事務局の方から橋本市子ども・子育て会議条例について、改めてご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>はいそれでは、議題1橋本市子ども・子育て会議条例、あわせて議題2の橋本市子ども・子育て会議についてご説明させていただきます。</p> <p>今回初めて委嘱させていただいた委員さんもいらっしゃるということで、資料1と2をご覧くださいながら、この会議の位置付けと役割について、まとめて説明させていただきます。</p> <p>平成27年度から施行された、子ども・子育て支援新制度のスタートに当たり、子どもや子育て家庭を応援しようということで、国の補助メニューを活用し、各自治体が自分たちの町の子どもの支援策について行政と一緒に考えていただく専門機関を設置し、そこで意見を聞いて、地域の実情に応じた、子ども子育て支援事業計画を策定するということになりました。</p> <p>この子ども・子育てに関わる有識者等で組織される合議制の機関というのが、本日の橋本市子ども・子育て会議ということになります。</p> <p>橋本市では、平成25年8月に会議を設置しまして、平成27年3月、最初の</p>

<p>会長</p>	<p>橋本市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。</p> <p>その後、令和2年3月に第2期計画、令和7年3月、昨年に第3期計画が策定されたところです。</p> <p>会議の役割としましては、子ども子育て支援法第72条に定められており、「保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員の設定について意見を述べるということや、子ども・子育て支援事業計画の策定変更について、意見を述べること」などとされております。</p> <p>利用定員の設定や、子ども・子育て支援施策につきましては、お手元にある、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれているところになっております。</p> <p>今後はこの会議の中で、計画の進捗や計画の変更など、ご意見をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆さんについての役職については、地方公務員法第三条第3項に規定する非常勤の特別職となっております。報酬については、橋本市報酬及び費用弁償等の支給条例の規定によりお支払いされます。</p> <p>任期につきましては、先ほどあったように、2年ということで、令和10年1月25日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明につきましては、簡単ですが以上となります。</p> <p>はい。では、議題1、議題2を一緒に事務局の方からご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、議題3の方に移っていきます。</p> <p>3番目の保育提供体制の確保のための実施計画ということで、事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>はい、それでは3つ目の議題、保育提供体制の確保のための実施計画について、説明させていただきます。</p> <p>これにつきましては、待機児童の解消を目指して、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿を整備するために、保育提供体制の確保のための実施計画を策定することで、待機児童対策に係る補助事業の補助率がかさ上げされるなどの財政支援があるものになっております。</p> <p>資料3が、実施計画になっておりまして、資料3の次のページにあるA4横の参考という資料をご覧くださいたいんですが。</p> <p>この参考の、実施計画採択②の一時預かり事業(緊急一時預かりの補助要件)というところに記載されているんですが。</p> <p>この緊急一時預かり、一時預かり事業の緊急一時預かりというのは、保育所などを利用していない、子どもさんたちについて、保育所への入所が決まる</p>

	<p>までの間、定期的に預かる事業となっております、この事業を実施するにあたっては、制度の変更があって、この資料3の実施計画を作成するのと、この子ども・子育て会議に諮るということが、事業実施の要件というふうに変更がされました。ということで、今回この会議に諮らせていただいたところで、何かご質問ご意見とかありましたら、よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま事務局よりご説明がありました。 この件につきまして、ご質問やご意見等ありましたら、願います。私も初めての事なので、今橋本市の一時預かり事業というところについてはどのような状況になっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>はい。現在、橋本市の一時預かり事業ですが、一時預かり事業の中に、幼稚園型と一般型という形で、その2つを実施しているところです。 幼稚園型というのが、いわゆる、幼稚園であるとか、こども園の1号認定で幼稚園部分のお子さんですね、そのお子さんの延長保育というところになっているのと、一般型については在園していないお子さんを預かる、一時預かりの事業となっております。 この一時預かり事業一般型の中に、先ほどの一時預かり事業というのが含まれておまして、この事業を実施するにあたっては、今回の子ども・子育て会議に諮るということになっております。 基本的には、待機児童が見込まれる場合は、この緊急一時預かり事業が実施できるのですが、まだ現在、今年令和8年4月1日時点で待機児童が発生するかどうかは、ちょうど入園の利用調整を行って途中ですので、まだはっきりとわからないんですが、1名程度出る見込みであるというところで、この事業を実施する予定で今動いているということです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 この緊急一時預かりを実施する方向で橋本市の中では進めているという事で、委員の皆様からのご意見・ご質問等あれば願います。</p>
<p>委員</p>	<p>私も今初めてこの情報をお聞きしましたので、まだわかってない状態なんですが、今も、幼稚園に行っていないお子さんの一時預かりは知っているのですが、それと大きく変わる点っていいですか、何がどのように変わるのか、何か違いがあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>特に幼稚園に通っている子どもさんとの違いというのはないですが、一般型というのが、橋本市内ではあやの台保育園、山田さつきこども園、三石保育園、あと紀見こども園でさせていただいているんですが、実際に入園の申し込みをしても入れなかった子どもさんが出たときに、どうしても保護者さんがもう職場に復帰しなければいけないという場合ですと、入園は叶わなかつ</p>

	<p>たけれども、仕事は行かなければいけないという時に、急遽一時預かりを登録、予約、利用してもらうというような場合があるので、その場合、この緊急一時預かりが使えると、園に補助金をつけることができるというのがありまして、そういった制度を利用して、園に支払えるものを少しでも多くすることで、待機児童が出たときの保護者さんの受け皿を少しでも確保しやすくしたいという意向がありまして、こういった補助金をうまく活用していただくと考えております。実際のところ幼稚園型と大きな違いはないんですが、対象の方が違うというところです。</p>
<p>委員 事務局 (こども課)</p>	<p>その場合、普通の一時預かりなら、1日料金幾らってというのは決まっていると思いますが、この場合だったらまた別料金になるということですか？</p> <p>幼稚園型の方はもう在園児さんなので、国の基準で、1日につき、1人幾らと決まっています、実際に一時預かり事業を実施してくれているその園の方にお支払いさせてもらっています。</p> <p>一般型の方は、保護者さんの負担ももちろんですが、園の方に一人幾らというのが決まっていますので、それに応じてお支払いさせてもらってまして、緊急一時預かりの方は、それに上乘せするような形でお支払いするような形になっています。</p>
<p>会長</p>	<p>緊急一時預かりをしている園に対しての補助をするということですね。</p> <p>緊急一時預かりの園に対する補助をするということで、異議はないとは思いますが、この方向で進めていくということで委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>議題の3については、委員の皆さんから承認いただいたということで進めていただければというふうに思います。</p> <p>では、議題の4に進んでいきます。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>議題の4は、令和8年度修学前教育・保育施設整備交付金に係る協議ということで事務局よりご説明お願いいたします。</p> <p>はい。それでは4つ目の議題ですが、就学前教育・保育施設整備交付金に係る協議なんですけども、平成17年に建築されて約20年を経過しようとしているあやの台保育園とあやの台幼稚園が、令和8年度に大規模修繕を実施する予定となっております。こちら大規模修繕を実施するにあたりまして、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、修繕を行っていく予定になっているのですが、制度の変更がありまして、この交付金を受けるために、この子ども・子育て会議に諮る必要があるというところで、今回、議題に上げさせていただいたというところです。</p> <p>こちらにつきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。</p>

<p>会長 事務局 (こども課)</p>	<p>す。 はい。今事務局より、ご説明がありました。あやの台と？もう一か所？ あやの台保育園とあやの台幼稚園は1つの建物になっておりますので、いわゆる保育園とあやの台幼稚園、認定こども園ですね、この2つの施設が大規模修繕する予定になっております。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがでしょうか。大規模修繕、何年後までにできるのかという計画を立ててるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>はい。一応令和8年度中にすべて終わる予定でおりまして、基本的には外壁とか屋根の防水工事であるとか、厨房とか、空調機の更新というものがメインのものになっております。</p>
<p>会長</p>	<p>これにつきましても、交付金で整備がなされるということで、委員の皆様、異義がないかなと思いますので、進めていくということをお願いできたらなというふうに思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>はい。 では、3番と4番の議題が終了いたしました。 議事の議題の5番の第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画の変更についてということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。 委員のお手元にあります資料5ですが、昨年度策定しました第3期の第5章をすべて印刷してございます。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>その中で、今回の議題に載っております、大きく数字が変わった点、あとは新規事業について、赤色で入れております。 まず、ページ数を先にお伝えさせていただきますと、3ページです。 「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容と方策」 この3ページと4ページ、ここの数字が変わってございます。 次に学童の高野口小学校区と応其小学校区。 資料の9ページ、こちらも数字が変わっています。 あと次が、17ページの14番、次のページの15番、これが新規事業となっております。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>こちらについて、それぞれの担当課の方からご説明を申し上げます。 3ページの第3期計画のところですけども、令和7年度につきましては引き続きの数字が入っております。令和8年度のところで、数字を赤字にしているんですが、変更ありましたのが、認定こども園、高野口こども園の方で、2号認定が3人減、3号認定の2歳児2人増、1歳児2人増、0歳児3人増の利用定員に変更がありました。その形で、人数の変更を赤字で修正させていただきます。 あと、地域型保育事業のところですが、令和8年度から紀和病院のどんぐり</p>

<p>事務局 (教育総務課)</p>	<p>保育園っていうところがあるんですが、こちらの方で、事業所の保育事業を行うというお話がありまして、3号認定の2歳児2人、1歳児2人、0歳児4人ということで、枠を取るということで検討していただいている状況です。あわせて8人ということで、今回8年度の地域型保育事業のところに数字を入れさせていただきます。</p> <p>この2点の変更で利用定員の人数が増えたことで、9年度以降も新しい人数で調整を加えております。</p> <p>利用定員が増えたことで、将来的な待機児童や、入園の申し込みのかなわなかった対象の方が減る見込みであることを、表の方で示させていただきます。</p>
<p>事務局 (子育て応援課)</p>	<p>はい。続きまして、放課後児童健全化育成事業いわゆる学童保育のことになります。資料でいいますと9ページになります。</p> <p>元の計画72ページをご覧ください。</p> <p>今回高野口小学校区及び応其小学校区につきまして、量の見込みを検討いたしましたところ、継続的に増加していくような形になります。量の見込みに対応するために確保の内容も合わせて見直しをいたしております。</p> <p>このように量の見込み・確保の内容を増やしているところです。</p> <p>簡単ですが以上です。</p> <p>それでは、続きまして③の児童育成支援拠点事業について説明させていただきます。</p> <p>資料の18ページをご覧ください。(15)児童育成支援拠点事業です。</p> <p>令和8年度から開始予定の新規の事業となります。</p> <p>この児童育成支援拠点事業は、国の児童虐待防止のメニューの1つで、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、それから学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へ繋ぐ等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することによって、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業ということになっております。</p> <p>もう少し簡潔に言いますと、養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に、その児童が安心できる居場所を提供しつつ、関係機関と連携しながら、その児童に必要な支援を提供していくことで、家庭内での虐待防止と、その児童が将来重篤なひきこもり状態にならないように予防していくという事業です。居場所の提供事業ということになります。</p> <p>今回、こちらの事業を実施していただける事業所さんと条件面で合意に至り</p>

<p>事務局 (こども課)</p>	<p>ましたので、令和 8 年度から開始をしていくという予定になっております。20 ページを開いていただきますと、参考資料イメージ図を載せております。事業の右側に関係図を載せているんですが、事業の流れとしましては、市こども家庭センターなどに寄せられた相談の中から、この事業を利用することが適当な児童がいた場合に、事業所の方を紹介させていただいて、事業所は市や学校などの関係機関と連携しながら、児童と家庭に支援をしていくというような流れになります。市内で 1 事業所開設予定でございまして、対象となる児童は小学校の中学年から高校 3 年生までということになります。開所時間は平日の 9 時から 18 時です。受け入れ可能な人数は、国の基準で概ね 20 人までということになります。18 ページ中段の表、量の見込みと確保の内容についてですけれども、表の中の②の確保の内容ですけれども、1 事業所につき概ね 20 人までという基準がありますので、どの年度も 20 という数字を入れております。</p> <p>次に、①の量の見込みにつきましては、令和 8 年度、初年度は 10 となっています。これは今現在寄せられている相談の中で、利用の対象となりそうな児童数から計上しております。令和 9 年度以降につきましては、事業を進めるにつれて対象者も増えてくるということが考えられますので、20 という数字を入れさせていただいています。確保の方策としては、支援を必要とする児童に適切なサービスを提供し、状態の改善に繋がるように、事業所・関係機関と連携した体制整備に努めますと、記載をしております。③についての説明は以上となります。</p> <p>17 ページの (14)乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の説明をさせていただきます。資料の 80 ページとあわせてご覧ください。</p> <p>こちらの事業の内容は、すべての子どもの育ちを応援して、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所・認定こども園を利用できる制度になっております。</p> <p>対象になる児童が 0 から 2 歳ということで、3 歳未満の児童を対象としております。月 10 時間を目安に、利用できる可能枠を設けるということになっておりまして、来年度から実施するということになりましたので、令和 8 年度からの見込みの量を掲載させていただいております。</p> <p>確保の内容としましては、0 歳、1 歳、2 歳、それぞれ 2 人ずつ 6 人を受け入れられるような体制をとらせていただいております。公設公営紀見こども園の方で実施をする予定であります。保護者の働き方にかかわらず、未就園児を受け入れられるように、子どもの触れ合う機会を提供できるように、保</p>
-----------------------	--

<p>会長</p>	<p>護者の方の不安感や孤立感を軽減できるような支援に努められるよう、実施していきたいと思っております。</p> <p>はい。新規事業についての説明もしていただいたんですが、事業計画の変更についてということで、委員の皆様からご意見ご質問いただければなと思います。</p> <p>まず、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策についてということで。</p>
<p>委員</p>	<p>まずは乳児等通園支援事業のことですけれども、入園との区別はどうなりますか。それは、お母さんが自主的に申請するということですか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>利用したいというご希望があった場合に申し込んでいただける制度になっています。</p>
<p>委員</p>	<p>そしたら、お母さんが今日は子どもとずっと居たら精神的にいっぱいになりそうだから、朝預かってほしいっていうその度に申し込むということですか？</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>想定されているのはそのような形になります。</p> <p>ただ、今まだ詳しい詳細が決まっているわけではないのでちょっとお伝えしづらい部分はあるのですが、予約制という形をとりますので、今日急にとかいうのはちょっと難しいかなというところがあります。</p>
<p>委員</p>	<p>急には無理ですね。受け入れる方も準備がありますからね。</p> <p>近くに親がいなかったり、親がいても仕事でをしていると預かってもらいづらいところがあって、やっぱり、お母さんが一番子どもに対して、きつくあたってしまったたりすることがあるので、やっぱり息抜きが必要っていうお母さん結構多いですね。これって、予定しているよりも、誰かが使っているって聞いたら、ママ達って、じゃあ私もやってみようというのが増えるので、もうちょっと多い人数設定しておいたほうがいいのではないかなと。</p> <p>もし申し込んでもその人数に達していたら、その申し込み枠はいっぱいですっていうふうになるんですか。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>まずこの人数設定させていただいたのが、今後対象になるであろう、0歳から3歳になるお子さんの保護者さんに昨年度アンケートを取らせていただいて、そのアンケートの結果をもとにこの量の見込み、これぐらいの需要があるかなっていうのを設定させていただきました。それに対して、どれだけ保育できるかっていうところで、確保の内容っていうところで、6人分を設定すれば、一旦はまかなえるかなというところで、今回の公立紀見こども園で実施するというところで、計画に載せさせていただいたところになっております。</p> <p>この事業は、この4月からの開始になりますんで、すごい需要があって、す</p>

	<p>ごい予約とかいっぱいになってくるよっていうことであれば、当然他の園、公立だけじゃなかなか回っていかないところもありますので、他の私立の園さんにもちょっと働きかけさせていただいて、需要がすごいあるので、この事業をやっていただけませんか、っていうところで、今後令和8年度以降に調整させていただけるのかなあと考えております。</p> <p>そういうことになればまた来年度、また計画変更というところで、また新たに、どここの園で開始されますっていうところで、また、量の見込みと確保の内容とか修正させていただければなあと考えております。</p> <p>基本的に、こども誰でも通園制度は、一時預かりの一般型と、似たような事業になっておりますので、例えば誰でも通園制度がいっぱいであれば、一時預かりの一般型の事業で使っていただいて、子どもさんを預かることもできますので、こちらの2つの事業をうまく合わせながら、実施していけたらと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。それに、子育て支援センターもあるので、その辺とうまく連携しながら、いっぱいときにはこの子育て支援センターに行ったらいいよとかいうところがあると、お母さんも今日が駄目だったら駄目だ、と思わなくてすむのかなと思いますので、子育て支援センターもせっかく数も多くあるので、大いに利用してもらえたらなと思いながら、制度をうまく利用できたらいいなと思いました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>すいません。15番の児童育成支援拠点事業なんですけど、児童育成支援拠点事業の、その養育環境に課題がある子どもさんの居場所を提供するということで、すごくいいなと思うんですけど、これは入所ですか。それとも通所で。</p>
事務局	<p>通所です。</p>
委員	<p>通所型ですか。それでは、夕方になったらまたおうちへ帰るっていう。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>私からもこの児童育成支援拠点事業が令和8年度から始まるということで、対象年齢を、制度上で小学校中学年頃から高校3年生までと決まっているのか、低学年とか、乳幼児期の子どもたちは、対象にはされていないのか、お聞きしたいです。</p>
事務局	<p>はい。お答えします。</p>
(こども応援課)	<p>制度上は、学齢期以降ということになっておりますので、小学校1年生からにはなるんですけども、事業所さんの方で、ちょっと年齢が低い子どもさんを集団で預かることが難しいということでしたので、可能な年齢は、大体小</p>

会長
委員

学校中学年ぐらいからにして欲しいという話がありましたので、そのような制度設計になっております。

はい。お願いします。

すいません。学童保育、放課後児童健全育成事業になるんですけども、今、量の見込みの変更ということで、高野口・応其の方で大幅な見込み増をしていただいているんですけども、令和8年ですね、新しい新年度になるに当たって、もうすでに入所説明会などを行ってする時に、高野口・応其もちろんなんですけど、他にも定員オーバーになるであろうというところがあと3か所ぐらいありまして、何とか、ぎりぎり入所受入れる体制になったというところもできたんですが、橋本市内の学童保育所の法人というふうに行っているところと地域がやられているところもあるんですけども、そこもいろいろ見たときに、この高野口・応其だけじゃなくて、まだまだ受け入れが困難なところがあって、まだ令和8年度は何とかいけても、令和9年度からは大分苦しいんじゃないかなって見込みが、現場の方では声が上がっているところなので、この他の小学校区がまだそのままになってるんですけども、実情とちょっと合っていない部分ももしかしたらあるのではないかなと思うのでそこもちょっと見直して欲しい部分もあるのかなと思います。

やっぱりこれ、待機児童は出さないということでNPO法人は、かなりこう、市の担当課とも相談して、支援対応を増やすなり、場所をちょっと運用してもらったりして、できるだけ受け入れるってこともさせてもらってるんですけども、12月かな、議会のとき市議会の方にもお話してもらった通り、その学校区で受けられへんから、他の学校区のところに行くってことも何年前から実施させてもらってることも実際にあるので、やっぱりそうなると、子どもたちも自分の学校で過ごしているのに、途中から違うところに行く。

そこで過ごすってことも、やっぱり子どもたちのこの関係性の事も考えたら、今後この学童保育所のこの量の見込みをふまえて、市の方はどういう対応を考えられているのかってことも教えて欲しいというか、具体的に進めて欲しいなというところと、何回もここでお話もさせてもらっているんですけど、老朽化した施設の建て替え、応其学童の方は建て替えてもらえると具体的に進んでいて、令和8年度建て替え、令和9年度開所になるっていうことを聞いているんですけども、令和8年度、高野口学童は、空き教室を借りることになっているんですけど、ここに入った子たちが恒久的に卒業するまで使えるような、施設的なことをどう計画しているのかも明確に表示して欲しいというか、やっぱり親御さんも子どもも、今年はここやけど、次

の年はどっかに行くのかなった時にやっぱり不安ですよ。その事も考えていただきたいなっていうのがあります。あとは、やっぱりその少子化といえど、実際、いろんなものが高騰化していて、やっぱり共働きしてもなかなかこう生活は苦しい。少子化やけど兄弟関係が多いところがやっぱりある。極端ですよ。今の情勢って。子どもを産まないって決めているところもあり1人のところもある。でも、兄弟多いところは、3人、4人っていう家庭も多くなっているんで、その両極にあるときのその複数3人・4人の子どもの数が多い家庭については、やっぱり保育料の助成の方も考えていただきたいなと思っていて。

やっぱり子どもを預けないと、安心して働けないっていう家庭と、運営側もやっぱり保育料を上げてもらわないと、子どもを保育していくのも難しい、運営を維持するのが難しい中で、親御さんもその3人やったら3人、4人やったら4人の保育料は払うっていうのもやっぱりなかなか困難であるということもあって、その辺もちょっと市の方で今後考えていただきたい点かなっていうのがあります。

今年度、学童保育も民生委員さん等と話し合う場合があったりとか、事務方の方で、放課後デイサービスの方とかとも連携取ったりもしていつているんですけども、その放課後デイサービスとの方でも支援計画っていうか補助みたいなどころの、連携。自分たちのこの放課後児童健全育成事業で、自分たちだけで完結できないですよ。それはやっぱりもちろん学校との連携ももちろん大事やし、今、いろんな話出ているように、発達につまずきのある子どもたちをどう自分たちが受け入れて、この子たちをどう他のところ、放課後デイサービス等々と連携とっていか、あと家庭のちょっとしんどいところの方と、民生委員さんどう繋がっていくかというのが、今すごく大事なことになるかなと思っていて、そういうことを結構最近動いているんですけども、その辺もやっぱり、行政の方の支援があったら、もっと前へ進んで行くのかな思っているところなんです。これもまたよろしくお願ひしたいと思います。

会長

はい。ありがとうございます。

事務局

今の委員のご意見に対して、いかがでしょうか。

はい。教育総務課です。ありがとうございます。

今回の高野口と応其小学校区については見直しをかけているわけなんですけども、その他の小学校区につきましても、数字の推移を見ていきながら、見直すべきところ見直していきたいとは考えております。

施設の方につきましても、高野口については今後必要などころにつきましても検討を重ねて参りたいと思っております。よろしくお願ひします。また多

<p>会長 委員</p>	<p>子世帯などの支援につきましても、できるところから見直していきたいと考えています。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>今の学童の事についてあわせてですが、放課後デイサービスの事をおっしゃっていただいたので。今、自立支援協議会こども部会の方でも、学童と放課後デイサービスとの連携が課題でして、つくしんぼ園でもそうですけれども、在宅で障がいをもつ子どもさんたちの就学に向けて放課後デイサービスの全体の枠がかなりぎりぎりになっていまして、令和8年度4月はなんとか希望通り入れたということなんですけど、この後、令和9年度は本当に厳しい状態で、特に高学年の子どもの出口がない。子どもが発達していつてそろそろ学童の方に繋げていきたいなと思っても、どうしても学童がいっぱいで、出ていくところがない、来年、再来年度の卒園児たちはどうしていったらいいんだろうと、放課後デイサービスの事業所と関係機関、また、事業所と保護者との合同説明会を開催しながら課題になっているところなので、本当に今、委員がおっしゃったみたいに学童への引継と放課後デイサービスと連携をしていければと思っております。よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>これについては、放課後等デイサービスについてと、健全育成事業、各学童保育との連携。これまであまり言われてこなかった事かなと私も思いますので、すごく重要な事だと思います。地域の中で子どもを育てていくといったときに、学校と、福祉の事業所との連携っていうことをどのように進めていくのかっていうところのご意見いただいたんではないかなと思います。いかがでしょうか。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>14番の乳幼児等通園支援事業について、自分自身の確認のためにも含めてご質問何点かしたいと思います。月10時間っていうのは、一人の子に対して、1ヶ月、月10時間ということであっているかどうかというのと、6名までとなっているんですが、その6人も予約制ということは、その日で6人全然違う子やったり、同じ子が月6人ではなくて、その日によって、全然違う子が来るっていいのかっていうところと、例えば令和8年度ですと、見込みのところで0歳児、1となっていて確保の内容で、2となっているので、大丈夫かと思うんですけど、もし双子ちゃんやったりとか、となってくると、どうなるのかなっていう心配も思いました。あともう1個すみません。</p> <p>15番の児童育成支援拠点事業の方では、小学校中学年以降ということで、その事業所がどこにあるのかっていうのが関わってくることだと思うんですけど、行くとなった子に対して、居場所がないって言うてる子どもに対して、</p>

<p>会長 事務局 (こども課)</p>	<p>親が送っていかないといけないことになるのか。それを実際送っていく保護者の方がいらっしゃるのか。余りにも遠いと自分自身では行けないですし、そういうところもちょっと気になったので質問させていただきました。</p> <p>誰でも通園制度の方から、はい。お願いします。</p> <p>誰でも通園制度の方なんですけども、1日6人ということで予定をさせていただいてるんですけども、例えば先ほどご心配されていた双子ちゃん、どうするのかなあという話なんですけど、例えば0歳児で、双子ちゃんを予約していただいて来ていただくとなった場合も、0歳児まず2人、埋まったという状態になりますし、他のたまたま、双子ちゃんが何件か重なった場合とかも想定しての人数設定ではあるんですけども、先生の1人で何人みれるのかというのがありますので、そのあたりも踏まえて、予約の時点で人数設定は調整させていただけるかなと思っております。</p> <p>なので一応、1日6人っていう目安は作っているんですけども、あくまでも1人の先生でみれる人数も想定して、踏まえて予約をとらせていただくことになると思っております。1人10時間というのは、一応上限として、設定上決まっているところがありますので、1人で1日に、5時間使う方もいれば、2時間・3時間を何回か使う方もいらっしゃるかなっていう想定で考えております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい。今の件ですか。お願いします。</p>
<p>事務局 (こども課) 委員</p>	<p>はい。今の件です。すいません。その申し込みですけど、市が受け付けるような形になるんですか、それともその園に申し込むんですかね。</p> <p>保護者さんの方から、園の方に申し込んでいただいて、予約をしていただくことを想定しております。</p>
<p>会長 事務局 会長</p>	<p>そうですか。</p> <p>はい。ありがとうございます。では育成支援拠点事業の方の送迎の方。今回の予定ですけれども、送迎サービスを導入する予定でおります。</p>
<p>委員</p>	<p>新規の事業については、今現在の制度上のところと、事業所の設定ということで、今後ニーズや、実態に応じた形での対応をするのが必要になってくるのではないかなということと、そういった実態や、また会議の場でも、ご報告いただけたらなあというふうには思っております。いかがでしょうか。はい。</p> <p>すいません。一応今の「誰通」でいいかな、こども誰でも通園の制度が新しくできるんですけども、これと、皆よくわかっていると思うんですけど、一時預かりのルートですね、当初からちょっと混同されるんじゃないかということなんですけど、これは市の方で、例えば、親御さんの方からそういう要望があった場合に、このさばきと言いますか、年齢的なこともいろいろあ</p>

<p>事務局 (こども課)</p>	<p>ろうかと思うんで、この辺のところは一般の方がなかなか認知されておられない部分があるかなというふうに思うんですけど、その辺のところはいかがでございましょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。確かにおっしゃられたように誰でも通園制度と、一時預かり一般型事業は、もうほぼほぼ似たような制度になってまして、一応国の立て付け上、一時預かり一般型は、保護者さんの都合により、預けるという制度。誰でも通園制度は、子どもさんの、同年代の子どもの触れ合い機会を提供する子どものための制度っていうのは、あるのはあるんですけども、確かにご利用される保護者さんからしたら、今どちらでもっていう感じになってきますので、原則予約制度っていうふうになっておりますので、保護者さんが、例えば、誰でも通園制度から予約して10時間使い切ったよっていうことであれば、一時預かりの一般型を別枠で、集約していただいて使っていただけるという形にはできますので、あとはもう保護者さんがどちらを選択されるかというところに最終になってくるのかなというふうには考えております。なんか、国の方では、こどもまんなかとかいって何か曖昧な言い方でやってるんですけど、その利用される方は、ちょっと理解しにくいのかなと思って、多分それで、今課長おっしゃったみたいに、10時間使い切ったら、例えば、一時預かりへ、その辺のところもね、市の方で誘導されないと、ご自身なかなかわからないんじゃないかなと思いますので、うまく役所の方で、さばいていただければありがたいかなというふうに思います。</p>
<p>事務局 (こども課) 会長</p>	<p>ありがとうございます。この辺、利用者さんの状況を見ながら、保護者さんとお話させていただければと思っております。ゲートがある中で、それをどうマネジメントするかっていうことを、利用者の実態に応じて、市の方も協力していくということとか、保育園とか幼稚園の方でも子育て支援、形でそういった制度を周知していくことは必要なんではないかというふうに思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。こどもまんなかということではいろんな制度を、国は作っているっていうところ、それを子どもたちの実態に応じてね、どういうふうに活用できていけるかっていうところが、問われてくるのではないかなというふうに思います。</p>
<p>事務局 (こども課)</p>	<p>では、議題4・5については、はい。ここで、一区切りつけさせていただいて、その他の事例ということで、各委員の皆様から、何か、この場で情報提供等ありましたらお願いいたします。ではその他ということで、事務局の方からお願いいたします。その他のところで1点だけ、令和8年度以降の本会議の予定についてちょっとだけお話をさせていただきます。大体の進捗とか変更などについてご意見いただくために、年1回程度の会議</p>

<p>会長</p>	<p>を、開催を予定しております。</p> <p>あと、先になるんですけど、令和10年11年、これについては第3期計画の評価であるとか、見直しを行いながら、新しいこども計画の策定を進めていく予定としております。</p> <p>令和10年11年はちょっと会議の回数が増えるのかなというふうに思っておるんですが、その時はまた委員会でいろいろお願いする形になろうかと思っております。</p> <p>会議の開催につきましてはその都度、ご案内させていただきますので、その時はよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。では、議題については、以上になります。これで議長の務めを終了させていただきます。議事進行ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>会長ありがとうございました。</p> <p>皆さんからもご意見いただきましてありがとうございます。</p>
<p>副会長</p>	<p>予定の時間になっております。それでは、閉会の挨拶を健康福祉部長、犬伏副会長からお願いいたします。</p> <p>はい。それでは改めまして、犬伏でございます。</p> <p>皆様、本日は夜分遅くまでご審議賜りまして本当にお疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆様には今後本日のように、この第3期の支援事業計画の見直しであるとか、あと計画の進捗状況の確認について、本会議で行っていただきますとともに、今後国の定める、こども大綱などを勘案しながら、橋本市においても策定を検討してございますこども計画、こちらについてご意見等いただく予定となっております。</p> <p>子どもたちにとってのよりよい未来を作っていくため、本会議において、委員の皆様のご積極的なご審議、ご意見をいただきまして、橋本市の保育、子育て行政に繋げていきたいというふうに思っておりますので、皆様には今後ともお力添えのほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。傍聴席の皆様、本日はありがとうございました。資料はそのまま机の上において、お帰りいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは皆様、お気を付けてお帰りください。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>